



Title	社会学的分析 : 統計的方法と cross-cousin marriage
Author(s)	甲田, 和衛
Citation	大阪大学文学部紀要. 1965, 11, p. 51-85
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/8531
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

社会学的分析

— 統計的方法と cross-cousin marriage —

甲 田 和 衛

社会学的分析

— 統計的方法と cross-cousin marriage —

甲 田 和 衛

社会学的分析は、つねに集団の構造と心理と、そのいずれか一方に、力点をおいておこなわれてきた。そのいずれの側に力点をおくにせよ、ともにそれらは深く歴史的要因にかかわりあうこと、いうまでもない。いずれかといえば、社会学的分析の成果は、この歴史的要因にたいして、心理学的要因を定置するまでにいたっていない。ここでは社会学的分析の方法の1つとして、統計的方法をとりあげる。集団の構造と心理について、統計的方法がどれだけの前提をもち、その分析の結果をどのように解釈しなければならないかを問題とする。

統計的方法の要請のうち、2つの点を問題とする。1つは時間の要因である。統計的方法は時間を切断することから出発する。社会事象について、どれだけの要因を、どのように分離しうるかという問題より前に、時間の切断がなによりも前提である。その前提が、社会学的分析にいかなる意味をもたらすか。それは要因間の関係の解釈と、要因の cycle をしめすにとどまり、その結果として、社会事象のより根源的な起源を問題とすることとなる。この社会事象の起源をとりあげることと、社会構造のモデル化、いいかえるならばその構造形態 **structural form** を問題とすることは無縁ではない。統計的方法の要請のうち、第2は、社会の現実中存在する実態としての構造ではなく、この構造形態をとりあげること存する。

この構造形態としての社会と、時間の切断の問題、この2つの統計的方法の要請には、つねに心理学的要因がつきまどっている。統計的方法は、心理学的要因を排除することによって、2つの要請に応えようとする。社会学的分析が、統計的方法に依存すればするほど、歴史的要因と心理学的要因との、いずれからも隔てられてくる。しかし、その結果を、よく社会学的要因を分離しえたということができかどうか。

1

社会学に、最初に統計的方法を導入したのは Durkheim である。Durkheim は「自殺論」¹⁾において、所与の社会の、一定期間ごとに、一定数の人々が自殺するのは、個人に外在する集合的力 **force collective** であることを指摘した。動力因のみを認め、目的因を拒否する Durkheim は、自殺においてすら、心理的要因をまず排除する。この統計的にとらえられた自殺率と時間とはどのように考えられたか。

自殺率は、人々の年令の増加とともに、継起的に増加する。なぜ人間が年令を加えるごと

に、自殺に陥ることが多いか。それは人を自殺に赴かしめる集合的力が、徐々に、人に滲透するからである。時間は補助的ではあるが、自殺にとって重要な要因である。時間が自殺の傾向に作用する形式は、待機 *temporisation*²⁾ であると説明する。自殺から心理的要因を排除し、時間を待機と説明する統計的決定論を、Durkheim は次のごとく comment する。「…この統計の理論は、人間のあらゆる種類の自由を否定しないことを注意しなければならぬ。むしろ、自由意志の問題を、個人を社会現象の根源とするよりも、はるかにそのままに残しておく。現実には、集合的表現の規則性の原因がなんであろうとも、この原因が現存するところではつねにその結果を生みだすように作用する。なぜならば、さもなければ、これらの結果は統一であるとしても、随意に変化するからである。もしこれらの原因が個人に内在するものであるならば、それは必然的にその原因を所有している個人を決定するはずである。したがって、この仮設においては、もっとも厳密な決定論を回避する道は存在しない。しかしこのことは、人口学的データの恒常性が個人に外在する力から結果するとすれば、異なってくる。このような力は、特定のある個人を決定しはしない。その力はある種の行為の一定数を要求するが、それらの行為が特定の個人によって行なわれることを要求しない。それは、あるものはこの力に抵抗し、他のものを思い通りにすることを認容する。実際、わたしの考え方は、物理的、化学的、生物学的、心理的諸力に、これらの力と同様に、外部から人間に作用する社会的力を単に附加するにすぎない。もし前者の諸力が人間の自由を排除しないならば、社会的力についても異なることはない。両者にとって、問題は同一の条件を想定する。…」³⁾

人口学的データの *consistency* は、個人に外在する諸力の結果と仮定したとき、はじめて Durkheim は、*etiologieal* な3つの自殺のタイプ⁴⁾ を創出することが可能であった。所与の社会の、所与の期間内における自殺率の規則性のゆえに、自殺は「優れて社会的」事象であるという断定には、「面接は死者に適用しえない」⁵⁾ という原則が働いている。いいかえれば、独立変数たりえない、このユニークなテーマ、自殺を採択したとき、個々の自殺者の生活史は *ex post facto* に再構成が可能であり、Durkheim は、Galton や Pearson とならんで、Lewin のいう、社会科学における “Galilean period” の形成者の一人となりえたといえることができる。

Durkheim の方法、*méthode des variations concomitantes* とは、「一定数の事例において、2つの現象が共に変化することが証明されるならば、人はたしかに一つの法則に直面しうる」⁶⁾ ということである。ここでは、対象とされる変数以外の他のすべての変数が、かならずしも厳密に除去される必要はない。たしかに、それは「2つの事実が、少くともそれが量に関するものであるかぎり、相互に継続的に関与しあうことをしめすものであり、この関与は、それ自体で、2つの事実が無関係でないことを十分に証明する。」⁷⁾ *méthode des variations concomitantes*、すなわち統計的相関は、関係の存在の証明という点において、*méthode de concordance* あるいは *méthode de différence* よりも優っている。

この統計的相関によって、Durkheim が証明しようとした自殺は、「はなはだ一般的な非社

社会的原因 *causes extra-sociales d'une grande généralité* か、あるいはあきらかに社会的な原因か」⁸⁾ いずれかのみ依存する。非社会的要因と自殺との関係は、Durkheim にとっては、関係の不在の証明である。しかし、むしろ「その結果は、かならずしもすべて否定的ではない。事実、われわれは、個人の有機的・心理的素質によっても、また物理的環境の性質によっても、説明しえない特定の自殺の傾向が、それぞれの社会集団に存在していることをあきらかにした。その結果、それらを除去することによって、自殺の傾向は、必然的に社会的原因に依存するはずのもの⁹⁾」となる。

非社会的要因の除去が、このように、そのまま社会的要因の採択に link させることを可能ならしめているのは、Durkheim のいう間接実験法 *expérimentation indirecte*,¹⁰⁾ すなわち間接法 *indirect method* の論理である。ここでは、関係の存在が推定されるすべての要因が尽くされることを、当初から断念する。「われわれは、したがって、個々の自殺の原因に影響を与えるすべての条件のできるだけ完全な目録を作成しようというのではない。たんに、われわれが社会的自殺率とよんだ一定の事実が依存する条件を探究しようというのである。この2つの問題は、その間にいかなる関係が存在しうるにせよ、あきらかにまったく異なったものである。¹¹⁾」

間接法は、1つの要因は他の要因によって代置させることができるという前提にたっている。Durkheim の「自殺論」の基本的貢献は、「他の2つの現象が等しく依存するか、あるいはそれらの間の媒介項たりうる第3の現象の探究に着手¹²⁾」したところにある。*méthode des variations concomitantes* とは、いいかえるならば、3つの変数間の関係を同時にとりあつかうことに外ならない。

「自殺論」における、自殺と年齢の関係は、しばしば第3の要因との関係において、同時にとりあつかわれている。第3の要因として、少なくとも次の5つの要因、精神異状、遺伝、婚姻上の地位、軍隊、殺人を数えることができる。なかでも、婚姻上の地位、結婚と自殺の関係における *coefficient de preservation* は、年齢との関係における分析において、社会学における最初の統計的方法といえることができる。単にその逆にすぎない *coefficient d'aggravation* のごとき、若干の混乱は、ここでは問題としない。

絶対数のみをとりあげるならば、未婚者は既婚者よりも自殺するものが少いようにみえる。結婚、家庭生活は自殺の機会を増加させるか。既婚者は未婚者に比して、すべてより年長である。未婚者には、16才以下の多数の子供をふくんでいる。未婚者のより少ない自殺は、結婚していないからではなく、大部分が少年期を脱していないことによっている。16才以上の未婚者と既婚者の自殺率の比較が必要である。しかし、結婚もまた、同時に16才以下ではおこなわれない。既婚者の数は、年齢の増加につれて増加する。未婚者と既婚者につき、ともに16才以上としても、なお両者の平均年齢は同一ではない。

未婚者と既婚者のそれぞれの平均年齢の差を考慮すれば、未婚者の自殺は既婚者の3分の2となる。しかし、われわれは未婚者の自殺が既婚者より多いことを知っている。もし結婚

が影響しないならば、既婚者の自殺は、その年令のゆえに、未既者より多くなければならぬ。にもかかわらず既婚者の自殺は、はなはだ少い。あきらかに、既婚は、自殺にたいして免疫性をもっている。しかし、この既婚のもつ免疫性は、未婚者と既婚者の平均年令における自殺率からの推定である。

この2つのグループの平均年令の自殺率の比較には、未婚と既婚とが込みにされて、既婚者のもつ免疫性は、なお実際よりも低く評価されている。この誤差を考慮するためには、ただ1つの道しか残されていない。「これらの種々の難点を回避する唯一の方法は、それぞれのグループの率を、それぞれの年令別に、個々に決定することである。このようにして、たとえば25才から30才までの未婚者と、同一年令の既婚者と比較し、同様に、他の年令についても比較することが可能である。婚姻上の地位の影響は、かくて他のすべての影響から分離され、そのすべての変化があきらかとなるだろう。これは Bertillon が死亡率と婚姻率とはじめて適用した方法である。遺憾だが官庁報告は、この比較に必要な資料をわれわれに提供しない。それは婚姻上の地位とは無関係に自殺者の年令をしめしている。われわれの知るかぎり、別の集計をおこなっている唯一の報告は、オルデンブルグ公国のそれである。それは1871—85年について、各年令別の自殺率を、それぞれの婚姻上の地位別にしめしている。しかしこの小国においては、15年間に、わずかに自殺は1369にとどまっている。このような少数の事例からは、なにも確定的なものをひきだせないで、われわれはフランスについて、司法省所有の未発表の記録から、この仕事に着手した。われわれの研究は、1889, 1890, 1891年についてである。このようにして、ほぼ25,000の自殺を分類した。これだけの数字は、それだけで推論の基礎となるばかりでなく、われわれの観察をより長期に拡大させる必要はなかった。各年令の婚姻上の地位別の率は、各年ほとんど同一である。したがって、より長年月の平均を確定する必要は存在しない。¹³⁾」

オルデンブルグ公国の資料とならんで、フランス司法省資料の、Durkheim による再集計の意図は、自殺率の、未婚、夫婦、死別の夫婦の地位別による、年令階級別数字である。しかし、オルデンブルグのばあい、1871—85年、すなわち15年間における総数1369の自殺であり、フランスのばあい、1889—91年、わずかに3年間における総数約25,000の自殺である。ここでは、事例数の多少は問わないこととする。オルデンブルグのばあい、1年の平均ではなく15年間の自殺の総数について、フランスのばあい1年の平均について、それぞれが製表されている。このことも、ここでは問題としない。

オルデンブルグとフランスのそれぞれの数字は、未婚者と死別した夫婦にたいする、夫婦の予防率は、それぞれしばしば逆の結果をしめしている。Durkheim の結論は、夫婦あるいは死別した夫婦であることによって、利益をうける性は、社会によって異なり、男女の予防率の差は、利益をうける性の性質によって、おのずから異なる、ということである。これらは、妻が結婚によって夫よりも利益をうけるか、うけないか、それは家族生活が男女の道徳的構造に、

それぞれ異なった影響を与えているからに外ならない。「2つの異なった社会において、家族が男女に異なった作用をおよぼすように構成されていることは、しばしば存在する。われわれの研究する現象の主要な原因は、家族集団の構造のなかにもとめられねばならない。¹⁴⁾」

この結論は誤っていない。しかし、この結論には、フランスにおいては、1889—91年の3年間に於ける、未婚、夫婦、死別の夫婦の率が各年令階級別に一定である。より長年月の平均を確定する必要は存在しない、という前提がふくまれている。この前提はオルデンブルグについても同様である。この前提に立つかぎりにおいて、はじめて、未婚者にたいする夫婦の予防率を論ずることができ、そして「もしある社会について、結婚と家族生活が男女に、いかなる影響をあたえているかが語られるならば、わたしは死別した夫と妻の状態がいかなるものかを語る事ができる¹⁵⁾」のである。

たしかに、3年あるいは15年間に、各年令別の婚姻率が一定であると前提することは不当ではない。しかし、より長い年月においては、年令別婚姻率そのものは変動するものである。より長期の資料を入手しうるとすれば、夫婦の予防率それ自身、また変動を示さざるをえない。なぜならば、ここで constant と仮定された年令別婚姻率そのものは、家族の男女におよぼす異なった影響からも、またそれぞれの家族をもつそれぞれ異なった社会からも、変動をうけ、規定されるからに外ならない。しかもなお、年令別婚姻率は、同時にその家族集団の構造そのものをも変化させるものである。

このことをあきらかにしたのは、わが国の社会学に最初に統計的方法を導入した戸田貞三の「家族構成」である。家族の集団構成上の意味の差、——家族の永続化が重視されるものとされないもの——によって分類することは、定性的には容易であるが、定量的には困難である。この差を、家族の構成員の族的範囲の差、構成員の世代数の大小および族的種類の多少によって分類する。

家族の永続化が重視されているとすれば、直系親二世代以下からなる家族よりも三世代以上のものでからなる家族が多いと考えられるが、事実は三世代以上からなる家族の数はきわめて少い。したがって、世帯主の直系親三世代以上のもので、同時に一家族の構成員となりうるばあい、同居する、しないを論外として、その可能な数を確定する必要がある。この親、子、孫三世代以上のもので同一家族内にありうるばあいは、母とその子たる年長の男の子と、この男の子とが同時に存在しているばあいである。

このために、「……大正八九年以前に平均初婚年令に達して居り、既に一人以上の子を得て居るであろうと考えられる男の子を一人以上持ち得ることになって居る母は大正九年に於て何歳以上の年令に達して居る者であろうかを尋ねるに、それは少くとも此等の男の子の中、最年長者である者が出生した年よりも前に於て、その当時の平均初婚年令に達して居た女子でなければならぬ。即ちそれは少くとも大正八九年頃に於ける男子の平均初婚年令に相当する年数と、それ丈の年数を大正九年より遡った年代に於ける女子の平均初婚年令に相当する年数とを合した

年数以上の年令に大正九年に於て達して居る女子でなければならぬ。今此年令上の計算をなす為に我国の過去三四十年間に於ける平均初婚年令の変遷を観るとそれは次の如くなっている。

	昭和五年	大正十四年	大正八年	大正三年	明治四十二年	(明治二十三年頃)
男	27.33	27.09	27.43	27.09	26.88	(26.42)
女	23.21	23.12	23.30	22.80	22.92	(22.63)

我国の平均初婚年令は明治四十二年迄のものは計算されているが、それ以前のは算出せられて居らぬ。それ故に茲には昭和五年より明治四十二年迄に到る迄の平均初婚年令低下の傾向を求め、此傾向がそれ以前にも続いて居るものと見做して、明治二十三年頃、即ち大正九年より約三十年前の平均初婚年令を推算した。此推算には何程か誤りがあり得るであろうが、平均初婚年令は長い期間に亘って観ても僅かの変化ある丈である故、多少の誤算があるとしても、前述の如き意味の女子の年令を計算する為には、茲に推算したもので差支えないと考へられる。¹⁶⁾

この平均初婚年令の推算は、後の分析に決定的な役割をはたしている。男の子を通じての孫をえているであろうと考えられる母の年令は、さきにふれたように、平均初婚年令に、年令別出産率と生存率が関係する。しかし、それらの推算の結果、三代以上直系親を含みうる家族数の大ききには、この平均初婚年令が *determinant* に作用する。いいかえるならば、全家族中にみいだされる三代以上直系親を含みうる家族数の大小は、平均初婚年令の高低によって、逆比例して規定されるからである。そして事実上直系親三代以上のものからなる家族数の比率は、この三代以上直系親を含みうる家族数の大小に正比例する。三代以上直系親を含みうる家族の大部分は、事実上三代以上のものからなる家族である。したがって、事実上三代以上のものからなる家族数の大小は、平均初婚年令の高低によって逆比例的に規定される。

この結論の前提は、昭和5年～明治42年、ほぼ20年間における平均初婚年令低下の傾向である。この傾向をそのまま、大正9年から遡ってほぼ30年前の明治22,3年の初婚年令を推定した。このきわめて緩やかな低下のカーブが一切の計算の基礎である。このカーブは緩やかではあるが、時間を延長すれば、する程にその低下は著しい。たとえば直系親四世代以上ものを含みうる家族の数は、明治初年頃の女子の平均初婚年令を満18才余と推定して、計算することとなる。¹⁷⁾

この前提のもつ限界を、戸田はよく意識していたことはあきらかである。「……家系尊重の傾向の厚薄、家族内に於ける諸機能の強弱及び家族外の諸社会関係の作用如何等に差はあるであろうが、三代以上の者からなつて居る家族数の大小は主として人々の婚姻年令の高低によって逆比例的に定められて居るものと考えられる。¹⁸⁾」「……我國民は家系尊重の傾向を持つて居るといわれて居るにもかかわらず、現代に於ては此傾向を失いつつあるのではなからうかというが如き疑問も起り得るのであるが、……此如き疑問は直ちに消えさるであろう。直系親三代以上の者からなつて居る家族数が総家族数の約三割未滿となつて居るのは、國民が家系

尊重の傾向を失いつつあるからとか、又は父祖あるにかかわらず家系を継承すべき子孫が父祖から離れて居る場合が多いからとかいうが如き理由に拠るよりは寧ろ、家系を継承すべき子を通じての孫を得て居る者の家族が総数の四割未満にしかならないからであるといわれ得る。¹⁹⁾したがって、「……生計単位としての家族は益々小さい単位となり、国民生活全体の上から観ての生計費は益々増加するようになるであろう²⁰⁾」という予測を結論として提出する。

ここにとりあげられたのは、家族集団の構造——それらは家族の永続化についての態度や行動様式をふくむ——ではなく、純粋に統計的な家族の構成形態——定量的な家族員の世代数の大小——に外ならない。家族をその構成員の態度や行動様式——心理的要因を排除することによって、家族をはじめ構成形態として統計的にとりあげることが可能だったのである。一定期間における平均初婚年令の変動が、家族の構成形態にいかなる影響をおよぼしたかは、まさに社会学における統計的方法の導入である。問題が提起されるならば、この期間に、平均初婚年令を低下あるいは上昇させた要因はなにかという問題である。これらは歴史的要因とよばれるものの一つであるだろう。

年令別婚姻率あるいは平均初婚年令について、Durkheim はある期間内これを一定と前提し、戸田はある期間内これを変動するものと前提した。これらの前提のおき方を規定するのは、それぞれの歴史的要因である。いずれの前提が妥当であるかは、ここでは問題ではない。ともある期間を、所与の期間として切断したところに、統計的方法はひろい意味の歴史的要因をとりあつかうことが可能だったのである。

ひろい意味での歴史的要因、Durkheim においては自殺にたいする家族のもつ免疫性、戸田においては家族の集団構成上の意味の差、それらを問題にするためには、ともに3つの変数を同時にとりあつかうことを意味していた。Durkheim においては、自殺と年令と婚姻、戸田においては、世帯構成員の世代数と年令と初婚。いにかえるならば、いずれも3つの変数間の関係の説明である。3つの変数間の関係は cycle である。ここでは複数原因の公理を認容せざるをえない。このばあい、いうまでもなく、3つの変数間の時間的順序はあきらかである。年令は初婚あるいは婚姻に関係する。同時に年令は自殺あるいは世代数にも関係する。Durkheim も戸田も、いずれも年令は結婚を通して、自殺あるいは世代数に作用すると結論した。一方は年令と婚姻の関係を constant とし、他方はその関係の一定の変動をもって、年令ほど、社会学においてあいまいな概念はない。両者がともに、年令は結婚を通して、第3の変数に作用するという結論を導きえたのは、ほかならぬ当面の対象である、ひろい意味の歴史的要因からも、またさらには心理学的要因からも、自由であったことと無関係ではない。Durkheim も戸田もともに心理学的要因を意識的に排除した。社会学における統計的方法の導入と、心理学的要因とはいかなる関係にたつかが次の問題である。構成形態としての社会はその後の問題である。

註

1) Durkheim, Emile, Le Suicide: Étude de sociologie, 1897.

- 2) Ibid., (nouv. édit., 1960) p. 367.
- 3) Ibid., p. 368.
- 4) Madge, Johon, *The Origins of Scientific Sociology*, 1962, p. 48.
- 5) Young, Pauline V., *Interviewing in Social Work*, 1936, p. 1.
- 6) Durkheim, E., *Les Règles de la méthode sociologique*, 13^e, 1956, p. 132.
- 7) Ibid., pp. 129—130.
- 8) *Suicide*, pp. 15—16.
- 9) Ibid., p. 139.
- 10) *Règles*, p. 124.
- 11) *Suicide*, p. 15.
- 12) *Règles*, p. 130.
- 13) *Suicide*, pp. 179—181.
- 14) Ibid., p. 191.
- 15) Ibid., p. 206.
- 16) 戸田貞三「家族構成」, 昭和12年, 538—539頁.
- 17) 同上, 550—551頁.
- 18) 同上, 575頁.
- 19) 同上, 549頁.
- 20) 同上, 576頁.

2

統計的方法によって、社会学に心理学的要因を定置しようとした試みは、HomansとSchneiderの「結婚・権威・目的因¹⁾」にみる事ができる。HomansとSchneiderはMurdockのサンプル²⁾をデータとして、cross-cousin marriageについての彼の仮説を検証する。それはlinearityとlateralityとの相関である。それは統計的に有意であり、linearityはunilateral cross-cousin marriageの形式のdeterminantである。しかし、linearityとlateralityの間には、関係が存在するという仮説を設定することができるかどうか。HomansとSchneiderは、linearityとlateralityの間に、関係があると想定することによって、はじめて心理学的要因を導入することが可能だったのである。

HomansとSchneiderの分析の基礎としたMurdockのサンプルについて、それがrandom sampleであるかどうかはここでは問題としない。それはMurdockのその後の“World ethnographic sample”³⁾についても同様である。それらは、いずれかといえば、地域的に偏っており、unitとしての社会の「選択の原則は構造的であるよりも、文化的⁴⁾」といれるべきものであるからである。ここではサンプルのrandomnessが問題であるよりも、linearityとlateralityについて、unitとしての社会がいかなる意味を与えられているかが問題である。

laterality の問題はかんたんである。bilateral にせよ、unilateral にせよ、また symmetrical とよばれ、asymmetrical といわれるにせよ、それらは diagram として図示しうる、純然たる形態の問題である。しかし、Homans と Schneider のとりあつかう cross-cousin は、それが blood cousin であるか classificatory cousin であるかは考慮されていない。kinship terminology の問題をはなれて、person としてではなく、status としての cross-cousin の結婚をとりあげ、純然たる形態の、laterality の問題に還元して、はじめてそれは統計的操作の対象となる。

しかしながら、このことはただちに laterality と、関係を想定される linearity の特性の問題となる。Homans と Schneider にあっては、kin-groups の linearity であって、辿られる血統 descent の linearity ではない。「多少とも合成された群である kin-groups を欠いたところで、単に血統を辿ることは構造的にほとんど意味のないものである。⁵⁾」Homans と Schneider は、unilineal descent groups とは、構造的に異なる、unilineal kin-groups を統計的単位とする。世代から世代へと辿られる descent groups と、kin-groups とは、たしかに現実の構造は異なるといえる。しかし、そこには世代から世代へ辿られる descent の切断という意味がかくされている。Homans と Schneider は、descent を切断することによって、kin-groups に、その起源から、つねに、determinant に作用すると想定される、心理学的要因を導入する。

その心理学的要因は、ego にたいする jural authority の所在に由来する。ここに jural authority とよばれるものは、Barnard⁶⁾ からの借用である。「……特定の人間がある人々にむけた願望、示唆、命令を現実に実行する程度にまでその人々に権威をもつばあい……しかし、権威を行使する人間は、この定義によって、法的権威を行使しはしない。…… jural authority は legitimate or constituted authority を意味する。その集団の定まった norms にしたがって、その人間が他に命令を与える権利をもち、その人々は従う義務をもつばあい、その人間は他にたいして jural authority を保持する。norms が現実の行動とある程度の照応をもつように、de jure authority は de facto authority と照応するはずのものであり、その集団に特定の地位をもつ人間が事実、規則的にかつ長期にわたって、主たる権威を行使するならば、その権威は法的なものになることを、われわれは期待することができる。⁷⁾」この jural authority の所在の如何によって、linearity は patrilineal complex と matrilineal complex の2つに分けられる。

Homans と Shneider の、unilineal kin-groups とは、descent を切断して、unilineal descent groups を、jural authority の所在によって、“unilineal complex” に置換させた心理学的集団のことである。unilateral cross-cousin marriage は、prescriptive marriage ではなく、preferential marriage である。そして unilateral cross-cousin marriage はまた制度的行動の典型である。preferential marriage と制度的行動とを link させるものは、sentimental tie である。ここには、「norms と現実の行動との関係が弾力性をもつものであり、固定したものでないことは認容する。しかし、結局において、第一次近似において、行動が norms を決定

することもまた、われわれは主張する⁹⁾」という Homans の基本的立場がしめされている。

Homans と Schneider の kin-groups が心理学的集団であることは、その予測した仮説、「mother's brother's daughter (以下 MBD とする)との結婚が許容あるいは選択され、father's sister's daughter (以下 FZD とする)との結婚が禁止あるいは否認される社会は patrilineal kin-groups をもつ社会であるだろう、そして FZD との結婚が許容あるいは選択され、MBD とのそれが禁止あるいは否認される社会は matrilineal kin-groups をもつ社会であるだろう⁹⁾」——についての彼ら自身の5つの comment が物語っている。i) 自己の lineage 内の結婚についての taboo から直接に由来するものではない。ii) unilateral cross-cousin marriage の determinants ではなく、所与の unilateral cross-cousin marriage においていずれの形式を採択するか、それを決定するものはなにかが問題である。iii) first cross-cousin が問題であって、distant cousin ではない。iv) unilateral cross-cousin marriage の形式は、社会構造によって凝結される人間関係の system、とくに ego にたいする jural authority の所在によって決定されるだろう、というのが general theory である。general theory ではなく、special hypothesis を検証しようとする理由はただ1つである。人類学のデータは、人間関係の system についてよりも、linearity により豊富なデータをもつ。v) Lévi-Strauss¹⁰⁾ の仮説、matrilateral cross-cousin marriage は patrilineal の形式よりも organic solidarity を生みだすのにより better であるゆえに、前者は後者よりもより多くの社会にみられる。われわれは、better であるかどうかは問題としない。Lévi-Strauss は generalized exchange (このばあい matrilateral cross-cousin marriage) の構造は linearity に依存しない、その regime の harmonic character にのみ依存する、と考える。われわれは restricted exchange が dysharmonic regimes と関係をもつことを受容も棄却もしない。われわれが棄却するのは、matrilateral cross-cousin marriage が linearity と無関係であるという主張である¹¹⁾。

Homans と Schneider の目標は Lévi-Strauss 批判にある。Needham は Lévi-Strauss の立場にたって、再批判する。i) Lévi-Strauss は linearity と結婚の規則の間に関係がないとはしていない。両者の間に必然的な結びつきは存在しない、まったく別箇の事柄であるというにとどまる。ii) matrilateral の規則は patrilineal の社会に生ずる傾向があるという統計的相関を Lévi-Strauss は肯定も否定もしない。Lévi-Strauss のばあい、考えられているものは構造的可能性 structural possibility or feasibility である。iii) Homans と Schneider の主張する、ある結婚の規則を採択する社会という考え方の人工性 artificiality、これは Lévi-Strauss の関知するところではない。¹²⁾

Needham の指摘する artificiality が、Homans と Schneider の心理学的集団のもっともいちじるしい特性である。patrilineal complex における male mother, female father の考え方は、直接に、Radcliffe-Brown に依拠する。「未開社会においては、彼または彼女が所属する集団に個人を埋没させる強くいちじるしい傾向がある。kinship と関連して、その結果は、集

団のすべての成員にたいして、その集団の一人の特定の成員にたいする関係に起因する、ある特定のタイプの行動を拡大する傾向が存在する。……父あるいは母との関係において生起するこれらのパターンは、父あるいは母いずれかの *kindred* に一般化され、拡大される。¹³⁾ 「家族集団とその社会生活の性質によって、その家族内に発展した母への行動のパターンは、それにふさわしい変容を伴って、母の姉妹と兄弟に、ついで母方のすべての親族に……拡大される。同様に、父にたいする行動のパターンも、父の兄弟、姉妹に、そして父の集団全体に……拡大される。¹⁴⁾」 Radcliffe-Brown の “*extension*” theory によって、Homans と Schneider は、*patrilineal complex* における *male mother*、すなわち *mother's brother* はその人間ではなく、その *status* を意味し、同時に *matrilineal complex* における *jural authority* の所在は、父にではなく、*mother's brother* にある。女性が男性に、一般にそして *de jure* において、従属するかぎりにおいて、*matrilineal* な社会は *patrilineal* の反対の鏡ではない。しかし、*ego* と *mother's brother* との *tie* に基因する *motivation*——「MBD との結婚は、*male ego* にとっても、*female ego* にとっても、*sentimentally* に *appropriate* である¹⁵⁾」——は *matrilineal* な社会における FZD との結婚の選択を生む十分な力となりうる、と想定する。

この *motivation* のゆえに、Homans と Schneider は *first cousin* のみに限定して、*second or third* の *distant cousin* をとりあつかわない。*ego male* と *mother's brother* との関係が “*close*” であり、*father's sister* との関係が “*distant*” であるとすれば、MBD との結婚を期待し、その *roles* が逆ならば、FZD との結婚を期待する。「いうまでもなく、“*close*” と “*distant*” という言葉は、事実の *shorthand descriptions* にすぎない。¹⁶⁾」しかしながら、この *motivation* によっては、*bilateral cross-cousin marriage* を説明することは不可能である。「われわれはただ2種類の *unilateral* の規則を識別することにのみ関心があり、*bilateral* の規則についてはなにも言及していない。¹⁷⁾」しかし、*bilateral cross-cousin marriage* もまた *unilateral cross-cousin marriage* と均しく、Homans と Schneider のいう意味においては、一つの制度であり、その結婚は制度的行動といわべきものであるだろう。

なぜならば、Homans と Schneider にとっては、*sentimental tie* はたんに制度に先行するばかりでなく、「*sentimental tie* が制度を生みだし、そうすることにおいて、*sentimental tie* 自身そこなわれることをまもる¹⁸⁾」からである。「*sentimental tie* は、時間的に先行するという特別の意味で、結婚の選択 *preference* の十分ではないにしても、必要な原因である……疑いもなく、結婚の選択はある時期にこれらの〔未開の〕社会に存在した、それが確立された *norm* となり、*sentimental tie* とは別の社会構造の側面と結びついた間に。……もしも結婚の選択について、説明をもとめられたとすれば、原住民は、*sentimental tie* というよりも、*norm* を、その〔社会構造との〕結びつきを、その利点を云々するだろう。他の制度との結びつきの性質が、*sentimental tie* それ自身よりも、社会によって異なるという事実から、われわれは *sentimental tie* が、より普遍的であり決定的であるゆえに、より重要であることを論議

したい。……われわれの主張するすべては、unilateral cross-cousin marriage のそれぞれの形態と、interpersonal relations のそれぞれの体系との ego にたいする jurial authority のそれぞれの所在をふくめて、そのままの関係である。われわれは、この関係が究極の起源をあらわにするということを信ずる。ある制度の歴史は、幾世代とくり返えされる、どの程度かわからないにしても、その体系を維持しているエネルギーは、それを作りだしたところのものである。この点で、未開の制度の歴史は、永久にわれわれにとって、失われたと主張する Radcliffe-Brown は誤っている。われわれはこのことを信ずる、それを証明できるかどうかはわからない、それはこの現存する制度の関係を前にしては、irrelevant な事柄である。¹⁹⁾」Homans と Schneider の sentimental tie による制度の解釈は、むしろ告白である。

このような Homans と Schneider の制度の存続にたいする efficient causes の説明には、はたして拳証があったといえるかどうか。かれらのデータの取扱い方は、むしろ「印象的²⁰⁾」というにとどまる。この点で、Mandelbaum は、Homans と Schneider は Radcliffe-Brown の extension theory を読み違えていると指摘する。「あるタイプの patrilineal の社会においては、sister's son と mother's brother との間の特定の行動のパターンは、それ自身せまい意味におけるその家族内における社会生活の所産であるところの、子供と母親の間の行動のパターンに由来する。²¹⁾」この Radcliffe-Brown の結論には、特定の家族の組織についての形式の起源、いいかえるならば制度の起源について、説明はなされてはいない。問題にされているのは、一定の家族組織の形式内における、たとえば母から brother's son への行動のパターンの拡大ということのみである。Homans と Schneider は、この extension theory を制度の起源にまで拡大した。「……efficient cause なしに final cause は存在しない。Lévi-Strauss の説は進化論ではない。その起源において、*worse の結婚の形態が *better の形態に先行したことを論じてはいない。にもかかわらず、それはなにか Lamarck に似たところを具えている。……かれ〔Lévi-Strauss〕の努力の達成は、かれの Lamarck にたいして Darwin の役割をわれわれに演ずることをうながしている。²²⁾」しかし、「Lamarckian ではなく、Darwinian であるとすれば、窮極の起源と機能とは独立であることはあきらかである。……Homans と Schneider がとりあげた心理学的諸力のばあい、比較人類学は問題となっている sentiments の消滅あるいは挫折感が、これらの sentiments が成長しえない、いかなる社会集団も絶滅するというほどに十分に不適應である、とは示唆してはいない。²³⁾」

Homans の functionalism にたいする見解、その社会心理学的な立場は諸処にふれられている。²⁴⁾「異った制度についての直接の決定要因をみいだすこと²⁵⁾」、すなわち「なんらかの社会制度の採択を決定するものはなにかを問うことは、仮定的に起源について問うこととなる。しかしながら、この genetic な問にたいする回答としてかれら〔Homans と Schneider〕が提出した specific hypothesis は、一定の結婚の形態と、他の共存する社会制度との間に、現存する関係についての仮説であった。かくて、かれらの命題は、もしかれらのいうように、現存す

る関係は窮極の起源をあらわにするならば、その時にかぎり、意味あるものとなる。さらに、厳密にいうならば、この命題を是認したとしても、かれらの社会心理学的なタイプの functionalism を是認することにはならない。なぜならば、2つの関係する要素のいずれが、社会制度を創造しそして維持するエネルギーを構成しているかをわれわれに語りはしないからである。この命題にもとづけば、われわれは、まさに Homans と Schneider が攻撃するところの、その functionalism の立場を主張することができるかも知れない²⁵⁾」

Homans と Schneider の攻撃する functionalism とは、ある制度はその社会の均衡にとって、他の制度よりも better であるかどうかを問題とする、Lévi-Strauss の立場である。しかし、Lévi-Strauss は、これら Homans と Schneider の批判にたいして、ほとんど答えようとしない。わずかに旧稿²⁷⁾に附した脚註²⁸⁾で触れるのみである。「……………実証的に、2つの結婚のタイプが、いずれかのタイプの descent とよりしばしば関係をもつことは、可能であり、あるいはそうであるだろう。もしそれが事実とすれば、その統計的相関（論理的連関と混同さるべきでない）は説明を必要とする。わたし〔Lévi-Strauss〕は、それを matrilineal の社会のもつ——長い cycle の交換の採択をより困難にしている、そして一方 patrilineal の結婚のきわめて短い cycle は、matrilineal の社会につねにみいだされる対立によって影響されることが少いだろう——という不安定な性格（Les Structures にすでにのべたテーマ）にもとめようとした。わたしにとっては、Homans と Schneider の理論的解釈はまったくうけいれる余地がないと思われる。かれらは patrilineal の社会の matrilineal の結婚の選択を、青少年期の感情の動きの母方の叔父の集団への転移という、心理学的要因によって説明する。もしこれが事実とすれば、matrilineal の結婚はよりしばしばみいだされることとなるだろう。しかしその結婚は prescribed のものとなるはずはないだろう。特定のケースについて、Homans と Schneider は、incest taboo を説明するために Westermarck によって主張された心理学説にたちもどっている。われわれは人類学がその古いエラーをより大きいものにしたことを希望していたのである。²⁹⁾」

Lévi-Strauss のこの回答にたいして、Homans はあらためてみずからの立場をあきらかにする。「不幸なことに、人間の行動についての叙述の真実性は、論理ではなくして、事実、論理的であろうとなかろうと、そこに関係が存在するという事実によって定まるものである。……………わたしは社会科学におけるいかなる説明も、人間、すなわち、特定の社会の成員としてよりも、むしろ species の成員としての人間の行動についての命題に依拠しているばあい、それを心理学的と呼ぶ。われわれの相関についての説明は、就中、人間として人間が、かれらにたいして権威をもつ位置にある人間を恐れ、回避し、その存在にある拘束を感じる傾向がある、という命題に依拠することにおいて心理学的である。同様に、Lévi-Strauss の説明、多くの社会において patrilineal の型態よりも matrilineal の結婚の型態がより多くおこなわれているというのは、人間として、人間が特定の制度をその社会にとってなんらかの意味でよいものと

認め、その理由によって、その制度を採択するある傾向をもっている、という命題に依拠している。たしかに、Lévi-Strauss はわれわれとは別の種類の心理学的説明であり——当然、われわれは一つの心理学的説明は、他の心理学的説明よりもよりよいことを信ずるが——それは species の成員としての人間の行動について、仮定された特性に依拠している点で同じく心理学的である。人間行動についての説明のすべては、窮極的にはこの意味で心理学的であるべきであるというのがわたしの信念である。³⁰⁾」ここでも Homans は、みずからの methodological individualism の立場を表明というよりも、告白する。

結婚の普遍的な形式を、個人間ではなく、集団間の交換としてとらえた Lévi-Strauss のアプローチは、直接には Marcel Mauss³¹⁾ に負っている。その後の Leiden 学派による 'circulating connubium' への '交換' による理論的解明が Lévi-Strauss の目標であったといっている。ただし、彼の交換の概念は、女の女にたいする交換としての結婚に限定されているわけではない。交換についての全現象の一側面として、結婚のシステムと他のコミュニケーションの形式との関係を通して、《structures élémentaires》から structures complexes まで、交換によって説明しえられる可能性を考察する。3つの交換の結婚の型式、bilateral cross-cousin marriage は、集団を2あるいは2の倍数の section に分割するゆえに échange restreint と名づけられ、unilateral のばあい、結婚は不特定多数の配偶者間におこなわれうるという事実から échange généralisé といわれる。そして matrilineal の結婚は、もっとも多産のそして完全な交換の型式であり、それは structure globale につながるものである。しかし patrilineal のばあいは、forme «limite» de la reciprocité であり、配偶者においてのみ集団を link させ、それぞれの継承される世代のもつすべての cycle の全反転をふくんでいる。³²⁾ patrilineal の結婚が édifice précaire³³⁾ とよばれ、system ではなく、手続きであるといわれる理由である。

Needham によれば、cross-cousin marriage に関するかぎり、preferential な結婚は考えられない。それらはすべて prescriptive の結婚とみななければならぬ。そして prescriptive unilateral cross-cousin marriage は、ethnographic evidence に関するかぎり、ただ唯一の形式、matrilineal が存在するのみである。その意味で、system としての patrilineal の結婚をとり扱った Homans と Schneider のみでなく、Lévi-Strauss もまた誤っている。Lévi-Strauss による formal analysis にしたがって、仮設的な patrilineal の system を考えよう。そこでは FZD は MMBDD に等しい。MMBDD ははたして patrilineal relative といえるかどうか。³⁴⁾ Homans と Schneider は distant cousin ではなく、first cousin のみを問題とした。Needham の結論、Homans と Schneider の仮定、unilateral cross-cousin marriage のおこなわれている社会は、権威のなんらかの配置を伴う——かかる結婚ではなく——lineal descent system から発展した、という仮定においてのみ意味をもっている。その予測は純然たる figurative なものにすぎないこととならざるをえない。³⁵⁾

Homans と Schneider は、Lévi-Strauss の分析を、「あまりに formal であり抽象的なモデ

ル」と批判する。その代りに、linearity と laterality についての統計的相関を、心理学的要因によって、因果の関係として説明しようとした。そのばあい、laterality については first cousin に限定し、linearity については descent groups を心理学的な kingroups に置換させる。この2つの前提のもとに、なお kingroups における sentiments は、ただ1つの要因、jural authority の所在が determinant であると仮定されている。しかし、sentimental tie が “close” であるか “distant” であるかは、それらの単一の要因によって決定されるばかりではなく、その当面の問題としている相関、linearity と laterality の関係をまさに生みだす構造によっても決定されるものである。Lévi-Strauss は、より社会構造にかかわる結婚の規制に、その構造的可能性に注目しながら、なお échange généralisé, matrilineal と patrilineal の型態の cycle についての分析を、彼自身、より elaborate しているとはいいがたい。Homans と Schneider が指摘するように、「cross-cousin marriage のごとき rare な現象こそ、理論の crucial test を提供するもの」とすれば、それらは心理学的要因ではなく、構造的要因、論理的、数学的モデルの構成のために、ふたたび心理学的要因の排除、Durkheim にたちもどらなければならぬ。

註

- 1) Homans, George C, and D. M. Schneider, *Marriage, Authority, and Final Causes*, 1955.
- 2) Murdock, George P., *Social Structure*, 1949.
- 3) Murdock, G. P., “World Ethnographic Sample,” *American Anthropologist*, 1957 (59), pp. 664—687.
- 4) Needham, Rodney, *Structure and Sentiment*, 1962, p. 69.
- 5) Homans and Schneider, p. 29.
- 6) Barnard, C. I., *The Functions of the Executive*, 1938.
- 7) Homans and Schneider, pp. 21—22.
- 8) *Ibid.*, p. 26.
- 9) *Ibid.*, p. 28.
- 10) Lévi-Strauss, Claude, *Les Structures élémentaires de la Parenté*, 1949.
- 11) Homans and Schneider, pp. 28—30.
- 12) Needham, 1962, p. 21.
- 13) Radcliffe-Brown, A. R., “The Mother’s Brother in South Africa,” in *Structure and Function in Primitive Society* by A. R. Radcliffe-Brown, 1952. p. 25.
- 14) *Ibid.*, pp. 27—28.
- 15) Homans and Schneider, p. 24.
- 16) *Ibid.*, p. 36.
- 17) *Ibid.*, p. 55.
- 18) *Ibid.*, p. 39.
- 19) *Ibid.*, p. 38—39.

- 20) Mandelbaum, Maurice, "A Note on Homans' Functionalism," *British Journal of Sociology*, 1963 (XIV), p. 114.
- 21) Radcliffe-Brown, 1952, p. 29.
- 22) Homans and Schneider, pp. 17—18.
- 23) Mandelbaum, p. 116.
- 24) Homans and Schneider, pp. 15—17. Homans, G. C., *Sentiments and Activities*, 1962, pp. 22—35.
- 25) Homans and Schneider, p. 20.
- 26) Mandelbaum, p. 117.
- 27) Lévi-Strauss, C., *Social Structure*, in *Anthropology To-day* ed. by A. L. Kroeber, 1953, pp. 524—553.
- 28) Lévi-Strauss, C., *Anthropologie structurale*, chap. XV, *La Notion de structure en ethnologie*, 1958.
- 29) *Ibid.*, p. 344.
- 30) Homans, 1962, postscript: *Five Years Later*, pp. 252—253.
- 31) Mauss, Marcel, "Essai sur le Don: Forme et raison de l'échange dans les sociétés archaïques," *Année sociologique*, 1923—24, pp. 30—186.
- 32) Lévi-Strauss, 1953, p. 135.
- 33) Lévi-Strauss, 1949, p. 558.
- 34) Needham, p. 106—110.
- 35) *Ibid.*, p. 123.

3

Durkheim は incest taboo の問題を、その起源、すなわち外婚制から説明しようとした。¹⁾ その外婚制は、*système des classes* に深く関係する。この *classe* の構成型式を理解するとき、はじめて外婚の規制があきらかとなる。*classe* を構成させた原因はなにか。「この問題は民族学者に深い絶望をもたらした。あるものは *classe* を *clan* と同一視することによって、この難問を解決したと考えた。しかし *classe* は、それ自身のトーテムをもっていなかったことは確実である。したがって *classe* は *clan* と規定することはできない。他のものは *classe* に一種の *caste* をみいだそうと企てたが、この仮説を正当化するいかなるデータも存在しない。Cunow²⁾ は多分この奇妙な組合せを解こうともしっかりと努力しつづけたうちの一人であるだろう。彼にとって、それぞれの *classe* は、ほぼ接近した同一年令の個人の集団である。³⁾」しかし年令集団によっては、*classe* の特性である交替を説明することはできない。

まずなによりも *classe* の区分は、部族が2つの *clans primaires* から構成されるや、その時に出現するものであると仮定する。*classe* は世代と次のごとく関係する⁴⁾。

clan A の地域に居住する人口	clan B の地域に居住する人口
世代	
1 A h ¹ A f ¹	B h ¹ B f ¹
2 B h ² B f ² (B f ¹ と A h ¹ の子供)	A h ² A f ² (A f ¹ と B h ¹ の子供)
3 A h ³ A f ³ (A f ² と B h ² の子供)	B h ³ B f ³ (B f ² と A h ² の子供)
4 B h ⁴ B f ⁴ (B f ³ と A h ³ の子供)	A h ⁴ A f ⁴ (A f ³ と B h ³ の子供)
(h は男, f は女をさす)	

したがって、「同一の clan の各世代は、このように異なった社会環境で生活を送るので、それらの世代を区別し、異なった名称をもって呼ぶようになるのは当然のこととなる。それゆえ、特別の名前が伝来の土地に生れ、そこに留まっている世代に与えられ、他の名前が、clan を識別する標識をもちつづけており、同じトーテム崇拜に忠誠をつくすが、この崇拜の座がおかれている地域には居住しない世代に与えられたのである。このようにして、かれらは、交互に、もしこの言葉の使用が許されるならば、一世代置きに *endogène* であり、ついで *exogène* である。同様の回転がかれらに与えられた名称にも現われてくるはずである。いいかえるならば、それぞれの世代は *classe sui generis* を形成することとなり、それに続く世代とは名前によって区別される。しかし 3 番目の世代は最初の世代と同一の名をもち、4 番目の世代は 2 番目の世代と同じ名をもつことになる。これが一見きわめて奇妙な *classe* 間の *alternance périodique* をひき起すところのものである。⁵⁾」

外婚制を、そして *incest taboo* を説明するものとして、Durkheim はこの clan における *classe* の回転に注目した。しかしそこには重大な前提がある。地域集団としての clan の否定である。「*classe* の外婚制は一つの *clan primaire* から他のそれに、あるいはその逆に、部分的に拡散した clan の外婚制に外ならない。そしてこの拡散はその明確な原因を、clan の構成に特有の *inconsistance* にもっている。clan は、実際、無定形の集団であり、浮動するマスであり、規定しうる個性をもたず、なかでもその境界は具体的に地上に標示することはできない。clan は空間的にどの正確な地点から始まり、どの点で終るかをいうことはできない。同一のトーテムをもつものはすべて、何処にいようとも、その clan の成員である。地域的基礎をもっていないので、clan は地域的に明確な集団に分解しようとする圧力に抗しえない。⁶⁾」しかし、この *groupe proprement totémique* も衰退する。「トーテム集団と地域集団の二重性は、両者が一つになったか、あるいは前者が存在しなくなったか、いずれかによって消滅する。しかしこの二重性が *système des classes* にあたる交替の結合を生みだしたのである。⁷⁾」

この *système des classes* にたいする Durkheim の解釈の基本的立場は、Cunow の年令別集団にたいする次の註記に示めされている。「社会制度、とくに未開の諸制度はこのような熟慮された人工的な起源をもっていない。これらの *système* を意図した目的から制度化された、この種の因習的な配列によって説明することほど、われわれの知っていることと相反するもの

はない。⁹⁾この立場は基本的に正しい。しかし、そのためには、Durkheim は集団としての locality を否定してかからなければならなかった。そこには歴史の仮説的再構成がかくされている。

オーストラリア原住民の社会構造について、Radcliffe-Brown は、「Durkheim できえも」この問題には「歴史的発展の問題として注目した⁹⁾」誤りを指摘する。Radcliffe-Brown は、なによりも一定の territory をもつ集団 horde をとりあげる。この horde のより大きな集団、主として linguistic な単位として tribe が存在する。tribe の territory は、それを構成する horde の territory の総計である。tribe 間の territory の境界はしばしばあきらかではなく、政治的単位でもなく、そして kinship の組織は tribe の境界を越えるものである。この tribe のなかに、Durkheim の système des classes, いいかえるならば marriage class がある。ここでは、それは moiety と section によって説明される。section には intermarrying pair あるいはたんに pair, 父の class と子の class を結ぶ couple, そして母と子の cycle とがある。moiety は unilineal であり、それは名前をもつもたないにかかわりなく、section system のあるところにつねに存在する。section のさらに分割されるものは subsection である。これらの moiety, section, subsection など、通常、名前をもつ division が tribe の kinship system と関係する。kinship は個人間の社会関係の規制の基礎とされる genealogical relationship をさす。genealogical relationship の system それ自身は kinship system ではない。そこには classificatory system of kinship terminology がある。この classificatory system には 3 つの原則がある。第 1 に, equivalence of brothers, 第 2 に consanguineal relative のクラスのなかに結婚による relative をふくむ、そして第 3 に, non-limitation of range である。第 3 の原則はとくに重要である。通常、equivalence of brothers は特定の range 内に限定される。しかし、オーストラリアにおいてはいかなる限定もなく、全社会に拡大されるのである。¹⁰⁾

したがって、kinship terminology は tribe の社会組織にとって不可欠のものとなる。なかでも、世代を異にするものの関係は重要である。たとえば父と子、さらには 2 人の兄弟は、asymmetrical な関係として区別されるが、祖父と孫は symmetrical, familiarity とほとんど equality をもつ関係として、同一の名称が与えられる。このことは section system の結婚と深く関係する。結婚は一方で女を失い他方で得る交換、多く sister exchange, sister であろうとなかろうと moiety の system では、moiety 間の交換、かくて section system における結婚のすべては、2 つの section あるいは pair である sub-section 間の continuous series of exchange の一部となる。horde 内の結婚の禁止は、特殊の規則によってではなく、kinship system による通常の結婚の規制、いいかえるならば、単に horde の構成の結果に外ならない。kinship による結婚の規制は、kinship terminology による kindred の classification によって規制されるということである。exogamous である集団とは、つねに特定の種類の kins によって構成されているというにすぎない。したがって horde は、個人を near あるいは

distant の relatives に classify する kinship system に大きく作用する。それは near と distant の程度の差ではなく、多くのものがそれを承認するかどうかにかかっている。*distant relatives ということには、genealogical remoteness と geographical distance の 2つが 1つに結合させられているものである。¹¹⁾

moiety に分割されているということは、この kinship arrangement を系統化することである。terminology を通して作用する kinship system が社会構造を作り出す。しかし classificatory system of terminology それ自身は、いかなる社会の分割も生み出しはしない。terminology によって作り出された kinship structure は個人の社会関係を規制するが、その構造は個人を recognizable group に分類するとき分割の組織によって補足されるまでは安定しない。オーストラリアには、2つの分割の形式、moiety と clan がある。moiety のあるところ、moiety の clan への再分割が存在する。ここで Radcliffe-Brown は universal sociological law を提出する。ある特定の条件の下においては、社会はそれ自身、分割の組織を持たなければならない。descent は unilateral である。しかし kinship は bilateral である。clan もしくは moiety の組織の構成には、いずれかの lineal descent の選択がおこなわれなければならない。moiety の組織のあるところ、いにかえるならば section system は、この patrilineal と matrilineal の kinship のいずれについても十分な承認を与える機会を提供する。さらに section system は世代の alternation, すなわち section の pair は、両親と子供を隔てさせ、祖父母と孫を 1つの集団に結びつける、1つの class の pair と他の pair と、世代は alternate させることとなる。¹²⁾

したがって、*alternative marriage の本質とは、この sub-section system の機能に外ならない。その機能とは、kinship system を、classificatory terminology によって、この alternative marriage に適応させることである。いにかえるならば terminology による kins の classification の結果として、kinship system にすでに存在している組織を系統化することを意味する。「もっともよくおこなわれている結婚の取り極めとは、少年の両親にとってはどの女性が少年の *assigned mother-in-law になるか、——彼女が娘をもっていたばあい——どの娘に少年が claim をもつか——についての negotiation をおこなうことである。それは一種の contractual arrangement である。したがって、marriage system を規定するのに、まずなされなければならないことは、どの relatives のなかに、男あるいは少年がその mother-in-law を見出すかを問うことにある。¹³⁾」Radcliffe-Brown は、1) この結婚の取り極めと kinship の genealogical relation に関係しておこなわれる。2) 同一の *class あるいは section system をもつ tribe も異なった marriage system をもち、同一の marriage system がまた異なった *class あるいは section system をもつ tribe にみいだされる、という 2つの命題にもとずき、¹⁴⁾ オーストラリアの system 一般について、系統的な typological の分類によって、はじめて結婚のタイプ type marriage を創出した。

この Radcliffe-Brown の “class” system と marriage system とは co-variant ではなく、独立に変化する、結婚の system は genealogical relations にもとずく kinship によって規定される、という主張は重要である。Durkheim をふくむ結婚の規制についての 19c の見解、kinship ではなく、“class” system によって規制されるという結論を逆転させているからである。結婚のタイプとは、交替する世代による分割、endogamous の ‘horizontal’ の moiety と、‘vertical’ の moiety の分割、exogamous patrilineal moiety とによって、たとえば four-class or section system が構成されることを意味している。そこには、なによりもオーストラリアの classificatory system における non-limitation of range の原則が働いている。通常、これらの range は、たとえば clan によって決定される。ここではその限定は存在しない。しかしここにおける、Radcliffe-Brown の clan の意味には、かなりの混乱がある。たしかに、horde は女の婚出入によって構成をかえる。しかし clan は一つの horde のすべての男と、他の horde のすべてのより年長の女からなり、成員の生と死によってのみその構成をかえる。それは patrilineal のばあいも matrilineal のばあいも存在する。¹⁵⁾ たしかに moiety system のあるところ、moiety は clan に分割される。しかし local clan と horde と moiety の関係はあきらかではない。さきには、moiety を clan とよんでいる。¹⁶⁾ clan はしばしば local totem centers に結びつくものである。non-limitation of range を前提として、「この広汎な構造に関連するもっとも重要な決定要因は、horde または local clan と、その territory との強靱な社会的紐帯である¹⁷⁾」ばあいには、clan の意味はより規定されなければならぬはずである。

さらに ‘vertical’ の moiety の分割、いいかえるならば “lines of descent”, 二世代遡及する relatives のなかにその origin をもつ basic lines of descent もまた、non-limitation of range の前提にたっているはずである。もし世代についても、この前提にたつとすれば、通常の diagram における 5 世代を越えて、世代、あるいは lines of descent はどのような形態をとるかが問われなければならぬ。もしも「家族にもとずく現実の genealogical の個人の関係がもっとも重要な事柄であり、全社会構造の基礎を形成する¹⁸⁾」とすれば、より一層のことである。なお、より重要な問題は、marriage system の typological な分類によって、結婚のタイプはなにを生みだしたかである。たとえば、4 section system, 2つの lines of descent, bilateral cross-cousin marriage の Karia のタイプと、8 section system, 4つの lines of descent, first cousins ではなく、4つの second cousins (MMBDD, FMBSB, FFZSD, MFZDD) との結婚の Aranda のタイプとは、はたしてその cycle において、社会構造全体にいかなる差異をもたらすか。「Karia タイプと Aranda タイプの integrative systems を比較して、われわれは Aranda タイプがあきらかに単独の個人をして、より広汎なサークルをもつ社会関係にひきいれる wider integration をもっていることをみる¹⁹⁾」といえるかどうか。Radcliffe-Brown は、結婚のタイプを創出したにとどまり、そのタイプと社会構造との関係の意味をあきらかにしていない。

これらの結婚のタイプのもつ意味をあきらかにしたのは、Lévi-Strauss でなく、Lévi-Strauss の委嘱によってなされた Weil²⁰⁾ の分析である。事例は Radcliffe-Brown と同じく Murging のばあいである。Weil は結婚のタイプを順列群から証明する。男と女は class に分けられる。class は両親のとり規則によって決定される。結婚の規制は、男と女の所属するそれぞれ class によって、それが可能かどうかをしめす。このような社会におけるすべての可能な結婚は、数箇の異なったタイプにわけられる。タイプの数、population がわけられる class の数に等しい。いま n を結婚のタイプの数として、 M_1, M_2, \dots, M_n とする。結婚の規制は、次の2つの条件を満足するもののみとする。1) 個人、男あるいは女は結婚の権利をもつ1つのそして唯一つの結婚のタイプをもつ。2) 男または女の結婚するタイプは、その性と両親のもつタイプによってのみ決定される。

タイプ M_i の結婚から生れた男の子が結婚するタイプは M_i の函数、 $f(M_i)$ である。同様に、女の子のばあい、 $g(M_i)$ として、これら2つの函数 f と g を理解すれば、この社会における結婚の規則は、抽象的には完全に決定可能である。いま8つの class の system を仮定する。そこでは2つの結婚の方式がある。方式 I と方式 II である。

方式 I

$$A_1 \longleftrightarrow B_1$$

$$A_2 \longleftrightarrow B_2$$

$$C_1 \longleftrightarrow D_1$$

$$C_2 \longleftrightarrow D_2$$

II

$$A_1 \times B_1$$

$$A_2 \times B_2$$

$$C_1 \times D_1$$

$$C_2 \times D_2$$

子供の class は次のように母の class によって決定されると仮定する。

母の class $A_1 A_2 B_1 B_2 C_1 C_2 D_1 D_2$

子供の class $C_2 C_1 D_2 D_1 A_1 A_2 B_1 B_2$

方式 I と II については、最初の条件 2) を満足するために、交替の規則、それをより正確にして、特定の個人が方式 I あるいは II に従うかどうかは、その性と、両親のとり方式 I あるいは II によって、決定されるものとする。いま modulo 2 として

i) class A もしくは B であれば a は 0, C もしくは D であれば 1

ii) class A もしくは C であれば b は 0, B もしくは D であれば 1

iii) sub-class 1 では c は 0, sub-class 2 のばあいは 1

iv) 結婚の方式 I に従うならば d は 0, 方式 II に従うとき 1

とすれば、結婚のタイプ、 (a, b, c, d) は

夫の class (a, b, c)

妻の class $(a, b+1, c+d)$

子供の class $(a+1, b+1, a+c+b+1)$

となる。

方式 I と II について、さらに次の 4 つのケースを仮定する。

- 1° 子供は両親のとり方をつねに踏襲する
- 2° 子供は両親のとり方とは対立する方式につねに従う。いいかえれば方式は世代ごとに交替する
- 3° 男の子は両親のとり方を踏襲するか、女の子は両親と対立する方式に従う
- 4° 女の子は両親のとり方を踏襲するか、男の子はそれと対立する方式に従う

この 4 つの仮定につき、男の子を p 、女の子を q 、方式を踏襲するばあいを 0、踏襲しないばあいを 1 とする。さきの f と g の函数は、次式によって表わされる。

$$f(a, b, c, d) \equiv (a+1, b+1, a+c+d+1, d+p) \pmod{2}$$

$$g(a, b, c, d) \equiv (a+1, b, a+c+q+1, d+q) \pmod{2}$$

いま、cross-cousin marriage を考えてみよう。matrilateral, いいかえれば brother's daughter, $g[f(Mi)]$ と、sister's son, $f[g(Mi)]$ が等しいとき成立する

$$f[g(Mi)] = g[f(Mi)]$$

したがって、matrilateral cross-cousin marriage は

$$(a, b+1, c+d+1) \equiv (a, b+1, c+d+q+1) \pmod{2}$$

でなければならぬ。このことは $q=1$, いいかえるならば、2° と 3° のばあいは除外される。

同様に、patrilateral のばあいは

$$f[f(Mi)] = g[g(Mi)]$$

$$(a, b, c+p+1, d) \equiv (a, b, c+1, d) \pmod{2}$$

が成立しなければならない。すなわち $p=0$, 1° と 3° のばあいに成立する。

1° のばあいは、 $p=0, q=0$

したがって

$$f(a, b, c, d) \equiv (a+1, b+1, a+c+d+1, d) \pmod{2}$$

$$g(a, b, c, d) \equiv (a+1, b, a+c+1, d) \pmod{2}$$

このとき bilateral cross-cousin marriage が成立する。

2° のとき、 $p=1, q=1$

$$f(a, b, c, d) \equiv (a+1, b+1, a+c+d+1, d+1) \pmod{2}$$

$$g(a, b, c, d) \equiv (a+1, b, a+c, d+1) \pmod{2}$$

いずれの cross-cousin marriage も成立しない。

3° のとき $p=0, q=1$

$$f(a, b, c, d) \equiv (a+1, b+1, a+c+d+1, d) \pmod{2}$$

$$g(a, b, c, d) \equiv (a+1, b, a+c, d+1) \pmod{2}$$

patrilateral cross-cousin marriage は成立するが、matrilateral は成立しない。

4° のばあいは $p=1, q=0$

$$f(a, b, c, d) \equiv (a+1, b+1, a+c+d+1, d+1) \pmod{2}$$

$$g(a, b, c, d) \equiv (a+1, b, a+c+1, d) \pmod{2}$$

matrilateral cross-cousin marriage は成立するが, patrilineal は成立しない.

1° のばあい, いいかえるならば bilateral cross-cousin marriage が成立する社会は, つねに結婚の方式 I に従う subpopulation と, 他は方式 II に従う 2つの subpopulation とからなる, reducible の社会からなっている. 4° のばあい, すなわち matrilateral cross-cousin marriage が成立する社会では, 同じく 2つの subpopulation に分割される reducible の社会ではあるが, 1° とは異なってくる. それは結婚のタイプ (a, b, c, d) の, 1) $b-d \equiv 0$, すなわち $b=d$ のとき, 方式 I に従って結婚する class A または C の男 (女では B または D) と, 方式 II に従う B または D の男 (女では A または C), そして 2) $b-d \equiv 1$, すなわち $b \neq d$ のとき, 方式 I に従って結婚する class B または D の男 (女では A または C) と, 方式 II に従う A または C の男 (女では B または D) の 2つの subpopulation からなっている reducible の社会である.

いうまでもなく, この分析に最初の条件 2) が大きく作用する. しかし, Weil の業績は, 結婚のタイプから出発して, 順列群を適用し, 巡回群によって, bilateral と matrilateral first cousin marriage における cyclic group の意味を, はじめて elaborate した点にある. しかしながら, その示すところによれば, ここにデータとしてとりあげられた Murungin におけるとき, échange généralisé がおこなわれるところでは, 集団は 2つの irreducible の社会に分割される. なぜ Murungin は分割をまぬがれているか. Lévi-Strauss は次のごとく comment する. 「sous-sections と marriage optionnel との複雑な規則のうちに示めされているとき体系は, 現実の表現とは考えられない. そうではなく, むしろ, それは原住民が矛盾, 対立した影響に屈従して後に作りあげた理論として, さらにまたこのようにいくつかの障碍の合理化として考えられなければならない。^{2D)}」体系の現実とは別のところにあるとすれば, 社会の構造とモデルの関係はどこに意味を見出すことができるだろうか.

註

- 1) Durkheim, Emile, "La Prohibition de l'inceste et ses origines," *Année Sociologique*, 1897. pp. 1—70.
- 2) Cunow, Heinrich, *Die Verwandtschafts-Organisationen der Australneger*, 1894.
- 3) Durkheim, pp. 13—14.
- 4) Ibid., p. 18.
- 5) Ibid., p. 18.
- 6) Ibid., p. 20.
- 7) Ibid., p. 21.
- 8) Ibid., p. 15.
- 9) Radcliffe-Brown, A. R., "The Social Organization of Australian Tribes," *Oceania*, 1930 (1), p. 426.
- 10) Ibid., pp. 35—44.

24

- 11) Ibid., pp. 432—439.
- 12) Ibid., pp. 439—443.
- 13) Radcliffe-Brown, A.R., "Murngin Social Organization", *American Anthropologist*, 1951 (53), p. 41.
- 14) Ibid., p. 38.
- 15) Radcliffe-Brown, 1930, pp. 59—60.
- 16) Radcliffe-Brown, A.R., "Three Tribes of Western Australia", *Journal of the Royal Anthropological Institute*, 1913 (43), p. 159.
- 17) Radcliffe-Brown, 1930, p. 63.
- 18) Ibid., p. 455.
- 19) Ibid., p. 452.
- 20) Weil, André, "Sur l'étude algébrique de certains types de lois de mariage", Lévi-Strauss, 1949, pp. 278—285.
- 21) Lévi-Strauss, 1949, p. 286.

4

Weil の分析は first cousin に限定されていた。同様に結婚のタイプから出発して、Bush¹⁾ は順列行列からの定式化を試みる。基本的前提は Weil の仮説 1), 2) を踏襲する。いま仮説にしたがうある社会が、結婚のタイプ M をもつとする。それをベクトル $X=[X_1, X_2, \dots, X_M]$ とする。男の子に与えられるタイプは、 $M \times M$ の順列行列 F で表わすことができる。同様に女の子のタイプを与える順列行列 G をうる。

さきにふれた Aranda の事例をみよう。そこには、次の 8 つの subclass による結婚の規則がある。

結婚のタイプ	男	女	子供
1	A1	B1	D2
2	A2	B2	D1
3	B1	A1	C1
4	B2	A2	C2
5	C2	D2	B2
6	C1	D1	B1
7	D1	C1	A2
8	D2	C2	A1

したがって、ここでは

$$FX=[8\ 7\ 6\ 5\ 4\ 3\ 2\ 1],$$

$$GX=[5\ 6\ 7\ 8\ 2\ 1\ 4\ 3]$$

このとき

$$F^2 = I,$$

$$G^4 = I,$$

$$(GF)^2 = (FG)^2 = I.$$

である。

したがって

$$F^2G = GF^2$$

である。いいかえるならば

$$GFF = FFG$$

すなわち, daughter's son's son と son's son's daughter, 換言すれば, FMBSD との結婚が成立する。

同様にして

$$FFF = GFG,$$

$$GGF = FGG,$$

$$FGF = GGG$$

が成立する。いいかえれば, これらの結婚は, FFZSD, MMBDD, さらに MFZDD との結婚が許されることを意味する。このことが, さきにふれた Aranda のタイプのもつ second cousin marriage の特性である。

first cousin についていえば, matrilineal のばあい

$$FGG = F$$

patrilineal のばあい

$$F^2 = G^2$$

この2つの条件をとともにもつばあい, bilateral cross-cousin marriage が成立する。

parallel-cousin marriage は

$$FG = G^2,$$

$$GF = F^2$$

すなわち

$$F = G$$

自己の姉妹との結婚を許すことを意味している。Bush は, M タイプの結婚のタイプをもつ社会における kinship system は, (M) ² の可能な system が存在すると結論する。

Kemeny, Snell, and Thompson²⁾ は, この Bush の順列行列を用いて, Weil の分析をすすめ, これら未開社会のもつ結婚の規則を, 7つの公理群によって特性づける。Weil と Bush に比して, 具体的な kinship system の定式化に一步近づく。たとえば

[公理 5] 1人の男が, 与えられた種類の親戚である 1人の女と結婚することが許されるか

どうかという規則は、その親戚関係の種類にのみ関係する。

ということは、具体的にいえば、与えられた結婚のタイプにたいしては、いかなる差別も存在しないということである。しかし、この公理5から導かれる。

〔定理1〕 男は、彼の結婚のタイプが、親戚関係行列が動かす集合に属していないとき、およびその時に限り、ある種の親戚関係に属する女と結婚が許される。

さらに、いま Bush における F を S , G を D とおけば、

〔定理3〕 公理5は、 S と D で生成される群中で、 I をのぞくすべての元素は、完全順列であることを要求する、これらの定理は、いずれもすでにふれられたところのものである。

Weil と Bush にふくまれていないのは、

〔公理7〕 任意の2人の個人に対して、彼らの子孫のある者が互に結婚することは許される、である。

いいかえるならば、これらの社会は、たとえば caste に分割されていない。いま結婚のタイプを、ベクトル $t = (t_1, t_2, \dots, t_n)$ とすれば

〔定理5〕 公理7は、すべての i と j に対して、 t_i を t_j にはこぶ、群中の順列の存在することを要求する、ということの意味する。この kinship system における homogeneity の仮定は、Weil と Bush にはみいだされない。

Kemeny δ は他の箇所でも、これらのアプローチにふれている。「この例 [Kariera 社会] は歴史的にみてきわめて興味深く、啓発的である。正確な諸記録を保存しえないような社会が、formal な分析にかなり複雑な数学的操作を要求される問題を、trial and error を通して、解決可能にしてきたかも知れないということは、はなはだしく印象深い。しかしながら、もしかかれらが、この規則をデザインするのに現代の代数を使用する立場にいたとすれば、これらの手続きはまた相当に改良することができたかも知れないことをしめしている。たとえば、かれらはすべての first-cousin marriage を排除することができたかも知れない。」この数学的 model——群論による abstract group をより具体化して、人類学のデータと結びつけ、kinship structure を解明したのは White ⁴⁾ である。

White はまず、clan を「一定の社会の全人口が相互に排他的な集団に分割される。それを clan とする。1人の人間の clan への所属は不変である。⁵⁾」この clan の規定は、人類学者のいう section あるいは clan とはかならずしも一致しない。「ここに規定する clan は社会の人口を、kinship role relations によって分割する相互に排他的な exhaustive のカテゴリーのセットである。それらは具体的な名称をもつかも知れないが、通常もたない。結婚はつねに1つの clan 外でなされるし、その子供もそうである。決定的なことは、ego が的確に1つの他の clan において、おのおののもつ kin role に対するあらゆる配偶者をみいだすという点である。それゆえにこのような kinship system をわれわれは prescriptive とよぶ。homogeneity がこれらの prescriptive role system の顕在的な抽象的特性である。すなわち、1人の ego を

とりまく role relations の network は、他のいずれの ego をとりまく構造においても同一である。より具体的にいえば、potential spouses についての genealogical prescription は、社会におけるそれぞれの ego [男] にとって同一であるということができる。⁶⁾

White の kin role の考え方にしたがえば、「一つの clan における男は相互に equivalent である。それぞれは同じ他の clan から妻を得る。同一の clan に父をみいだし、男の子も同じ clan にある。そして同じ clan に姉妹を嫁がせる。⁷⁾」すなわち、「tribe は [kin role において equivalent の] alters の少数の相互に排他的な集団に分割される。⁸⁾」いいかええば、clan は「kin relations の network における equivalent の位地についてのカテゴリー⁹⁾」であって、classificatory kinship system の consistent の機能を通して、社会は clan に分割されるのである。したがって、clan が「tribe において、他の clan と同じ preferential の結婚の規則に従うもっとも大きい人々の集団¹⁰⁾」といっても、それは Needham における prescriptive と preferential の結婚の形態の差異を対象とするのではなく、より抽象的な、純然たる構造上の prescribed system を対象とするものである。

この clan の規定によって、White はきわめて厳密な意味における prescribed marriage system のもつ属性を、Kemeny, Snell, and Thompson にしたがって、8つの公理として提出する。

さきの Kemeny, et al. における公理5あるいは7は、White においては次の公理6, 7と8のごとく改められる。

6. 男は彼自身の clan の女とは結婚できない。
7. 一定の社会におけるすべての人間は相互の clan において結婚と descent による relative をもつ、すなわち社会は相互に関係のない集団に分割されない。
8. 結婚と descent の link によって関係する2人の個人が同じ clan にあるかどうかは、いずれか1人が属する clan によってではなく、その関係の種類にのみ依存する¹¹⁾。

White のばあい、夫の clan と妻の clan との順列行列 W 、父の clan と子供の clan との順列行列を C とする。いま行列 W と C の積、行列 WC の i 行 j 列における要素、 $(WC)_{ij}$ を考えよう。 (WC) における要素 (i, j) は、 i 番目の clan の男が女と——その clan の兄弟が clan j の子供の父である——結婚する、その時に限り1である。いいかえれば、行列 (WC) は、それぞれの clan の男にたいして、その妻の兄弟の子供の属する clan を規定する。これが公理6, 7, 8の意味である。行列 W と C 、そしてそれらの積は、男のそれぞれの clan にたいして、所与の relative の clan を規定とする。

さきと同様に、parallel first cousin marriage は成立しないゆえに、first cousin marriage の成立する社会のタイプは、次の5つとなる。

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| I bilateral marriage | $W^2 = I$, そして $WC = CW$ |
| II matrilineal marriage | $WC = CW$, ただし $W^2 \neq I$ |
| III patrilineal marriage | $WC = CW^{-1}$, ただし $W^2 \neq I$ |

IV *paired clans* $W^2=I, WC \neq CW$

V *residual*

いうまでもなく、IVにおいても bilateral marriage は成立する。¹²⁾

これを second cousin に拡大したのは White の業績である。論理的に可能な second cousin の種類は 16 である。そのうち 4 つは、second cousin それぞれの両親の性が同一である。したがって second cousin それ自身同一の clan に属し、結婚は禁止される。他の 4 つは、second cousin の両親の性が反対、同じ clan に属する。したがって、clan の成員という点からみて、これら 4 つの second cousin は、結果として first cross cousin となる。4 つのうち、2 つは matrilineal cross-cousin marriage が "blood" first cousin に、他の 2 つは patrilineal "blood" first cross-cousin marriage が許されるとき、およびその時にかぎり、second cousin marriage は成立する。したがって、16 のうち、以上の 8 つは問題外である。残りの 8 つが、classificatory kin system においてとりあげられる second cousin である。これらはさきのタイプ IV paired clan, すなわち $W^2=I, WC \neq CW$ において成立する second cousin marriage である。¹³⁾ それらの結婚は次の 4 つのタイプに分けられる。¹⁴⁾

タイプ	male ego の eligible spouses	必要かつ十分の条件
A+B	FMBSD	
	FFZSD	$WC^2=C^2W$, かつ
	MMBDD	$(WC)^2=(CW)^2$
	MFZDD	
A	FMBSD	$WC^2=C^2W$
	FFZSD	
B	MMBDD	$(WC)^2=(CW)^2$
	MFZDD	
C	FFZDD	
	MMBSD	$(WC)^2=C^2W$, または
	FMBDD	$(CW)^2=WC^2$
	MFZSD	

タイプ C をもつごとき既知の社会はみあたらない。タイプ IV を、この second cousin marriage の subtype A+B まで拡大して、White はタイプ I から IV までのそれぞれの system における、clan 数 n にたいする distinct societies の数を計算した。ただし $n \leq 24$ と $n=30$, $n=32$ である。¹⁵⁾ 「2 つの社会が distinct であるのは、男と結婚可能な少なくとも一種類の男に対する female relation が一つの社会に、それ以外の社会にではなく、存在するとき、およ

びそのときにかぎってである。」¹⁶⁾

これらの kinship system についての、White の数学的モデルはよく既存のデータに fit する。4つの marriage “class” をもっとされていた Kariera のばあい、8 clan のモデルとして、¹⁷⁾ 8つの “subsections” をもっとされた Aranda は、16 clan のモデルとして¹⁸⁾ 解明できる。「現存する tribes についての人類学者のデータの分析のもつ弱点は、彼らの知っているきわめて少数の systems の1つにそのデータを無理にあわせようとすることである。あるばあいには、tribe の成員は、現実の system の機能をよく知悉しており、それぞれの distinct clan に名前をつける。しかし多くのばあいその真の system の存在と性質とは、生存しそしてすでに亡い tribe の成員の間の classificatory kin relations のその構造から推定されなければならぬはずである。¹⁹⁾」その意味で、Kariera について、Radcliffe-Brown が「結婚は relationship によって、relationship のみによって規制される²⁰⁾」と解釈したのは正しい。White におけるごときモデルを、Radcliffe-Brown が意識していたかどうかはあきらかではない。たしかに、さきに触れたように、Radcliffe-Brown の horde と clan の関係には、混乱がみられる。しかし、terminology による kins の classification の結果、kinship は系統化されるという Radcliffe-Brown の指摘を、White は社会の clan への分割として specify したのである。「kinship system における clan として、人々の永続的な集合の存在は、tribe において認識される kinship relations の system の、原因ではなく、結果として説明可能である」²¹⁾ ということはこのことを意味する。

Radcliffe-Brown についての、さきにふれたもう一つの問題、basic lines of descent をめぐって、actual genealogical と classificatory との関係はあきらかにされていない。世代ほど kinship system にとって、あるいは人類学として、あいまいな概念はない。classificatory kinship とはいうまでもなく、一つの抽象である。actual genealogy についての智識は、classificatory data のみから系統化される。classificatory system においては brother equivalence である。brother equivalence とは、White の kin role からすれば、FB はすべての F の role をもつ、その S は ego にとって、彼自身の B であるように、すべて alters であるということである。さらにいえば、B はいかなる male role についても、また Z はいかなる female role についても、distinct role をもっていないことを意味する。そして問題は、たとえば W と MBD とが equivalent であるごとき構造は、いかなる特性をもつかということである。そのばあい、所与の世代における同じ性のすべてのものは、構造的に equivalent roles をもっている。「1つの horde の2人の女が、他の2つの hordes の男と結婚するばあい、それは2つの horde で equivalent になるごときすべての男とではなく、2人の夫として同一世代における男とのみである。kin roles の classificatory system においては、所与の line of descent における同一世代の男のみが equivalent である。すなわち、かれらは相互に alter の role にある。」²²⁾ いいかえれば、White の clan, clan のモデルは、外ならない世代のこと

である。clan のモデルは closed system である。世代は "twisted doughnuts"²³⁾ の形態としてとらえられる。Radcliffe-Brown のばあい、line of descent は non-limitation of range の原則になっていた。White は世代を closed system としての clan としてとらえ、いわば世代の空間化に成功したといえることができる。この時間の空間化によってのみ、はじめて血縁関係の遠近、degree of "nearness" or "distantness" を問うことが可能である。

しかしながら、White の kin roles の理論にはなお大きな問題が残されている。kin roles は、roles の構造を生み出す "public" あるいは "structural" の側面と、role behavior の "private" の側面とに分たれるからである。いうまでもなく、彼の roles は kinship relations の "public" の側面、すべてのものがそれに適合可能な roles の構造にのみ限定される。その限定によって、clan は "unnamed office" として kinsmen の間に機能する。しかし、role behavior の "private" の側面、特定の roles 間の関係、現実の行動のパターンとこれらの roles との関係は、なお empirical の問題として残されている。人類学における伝統的な構造主義 structuralism にたいする批判——"extended-case method" あるいは "situational analysis"²⁴⁾ はこの点を衝いている。「kinship in abstracto はほとんど意味をもたない。それは特定の context のなかで、すなわち特定の関心との関係において考察されなければならぬ²⁵⁾」からである。そしてまた、"public" の側面、tribe の成員の眼から、全体としての tribe における個々人を位置づける側面、これらは人類学のデータから、ふたたび Durkheim²⁶⁾ にたちもどる必要を教えている。²⁷⁾ 役割行動の理論が構造と結びつくのは、その後のことである。

われわれは、White の立場から Homans と Schneider にたちもどる必要がある。さきにあげた White の clan n にたいする distinct societies の数についての計算は、「もし人がそれぞれの可能な distinct system に等しい a priori の確率を与え、それぞれの tribe が trial-and-error のプロセスを通して consistent system を独立に "採択" すると仮定するならば、matrilateral first-cross-cousin systems がもっとも多くもたれるであろう」²⁸⁾ ということをしめしている。Homans と Schneider は、「一つのこと、なぜある社会がいずれかの形式の unilateral の規則をもち、他の社会がもたないかについて説明を残した。それが次のそして大きな課題である」²⁹⁾ と結んでいる。それは、White によって次のように訂正される。「その説明が納得させられるものとして、なぜ patrilineal の結婚の社会が matrilineal よりも少いかという説明を試みるとすれば、それと同時になぜ matrilineal の結婚の社会の subtypes が rare であるかを説明することが必要である。」³⁰⁾ White の Homans と Schneider にたいする批判は正しい。にもかかわらず、心理的要因は依然として残されている。White のモデルが macro-effects を問題としているかぎり、心理的要因はふたたび登場する。厳密に規定された prescriptive marriage は一つの ideal type である。preferential marriage はなおその conformity の程度が問題である。

Homans にとっても、White にとっても、もっとも魅力あるテーマ、consistent kinship system の1つのタイプから他のタイプへの推移については、いうまでもなく、両者とも触れていない。White は、わずかに、classificatory kinship system の進歩について、それが stochastic の性格をもつものであることを示唆するにとどまる。³¹⁾ 承認された norms への、conformity と conflict、それらはきわめて限定された意味で、たしかに stochastic であるといえる。³²⁾ Cohen のモデルは、なお現実の社会の norm とは関係をもっていない。現在の社会学はなお、Durkheim の背負った統計的方法からの cross-pressure からまぬがれていない。心理学的要因を社会構造のなかに定置することができるのは、その次のことである。

註

- 1) Bush, Robert R., "An Algebraic Treatment of Marriage and Descent" in *An Anatomy of Kinship* by H. C. White, Appendix Two, 1963, pp. 159—172.
- 2) Kemeny, J. G., J. L. Snell, and G. L. Thompson, *Introduction to Finite Mathematics*, 1957, pp. 343—353. 矢野健太郎訳「新しい数学」, 昭和37年. 322—331頁.
- 3) Kemeny, John G., "Mathematics without Numbers," in *Quantity and Quality* ed. by D. Lerner, 1961, pp. 42—43.
- 4) White, Harrison C., *An Anatomy of Kinship*, 1963.
- 5) White, *Ibid.*, p. 34.
- 6) *Ibid.*, p. 6.
- 7) *Ibid.*, p. 28.
- 8) *Ibid.*, p. 27.
- 9) *Ibid.*, p. 148.
- 10) *Ibid.*, p. 33.
- 11) *Ibid.*, p. 35.
- 12) *Ibid.*, p. 42.
- 13) *Ibid.*, pp. 42—47.
- 14) *Ibid.*, p. 70.
- 15) *Ibid.*, p. 82, T. 2. 3.
- 16) *Ibid.*, p. 52.
- 17) *Ibid.*, pp. 95—103.
- 18) *Ibid.*, pp. 107—118.
- 19) *Ibid.*, p. 28.
- 20) Radcliffe-Brown, 1913, p. 155.
- 21) White, p. 105.
- 22) *Ibid.*, p. 106.

- 23) Ibid., pp. 87—88.
- 24) van Velsen, J., *The Politics of Kinship*, 1964.
- 25) Ibid., p. 6.
- 26) Durkheim, Emile et M. Mauss, "De quelques Formes primitives de classification," *Année Sociologique*, 1901—2, pp. 1—72.
- 27) Needham Rodney, "Introduction," in *Primitive Classification* by Durkheim and Mauss, tr. by R. Needham. 1963. pp. vii—xlviii.
- 28) White, pp. 28—29.
- 29) Homans and Schneider, p. 59.
- 30) White, p. 33.
- 31) Ibid., p. 149.
- 32) Cohen, Bernard P., A Probability Model for Conformity, *Sociometry*, 1958, 21(1), pp. 69—81.
- Cohen, B. P., The Process of Choosing a Reference Group, in *Mathematical Methods in Small Group Processes* ed. by Criswell, T. H., H. Solomon and P. Suppes, 1962, pp. 101—118.
- Berger, J., B. P. Cohen, J. L. Snell and M. Zelditch, Types of Formalization in Small-Group Research, 3, Representational Models, 1962, pp. 37—66.
- Kemeny, J. G. and J. L. Snell, *Mathematical Models in the Social Sciences*, chap. V, A Markov Chain Model in Sociology, 1962, pp. 54—65.
- Cohen, B. P., *Conflict and Conformity*, 1963.

統計的方法による社会学的分析は、なによりも歴史的要因からの社会学的要因の分離を目的とした。したがって、そこでは、時間の切断が必要である。しかし、時間の切断は、まさに目的とした社会学的要因への歴史的要因の影響を排除することを不可能とする。社会学的変数として年齢は、依然として、要因間の間係の所在の解釈にとどまり、説明とはなりえていない。しかし同時に、関係の所在の証明は、社会の構造を、real の構造ではなく、formal の構造としてとらえることを要請する。formal の構造を問題とするかぎり、それは心理学的要因とは無縁のものとならざるをえない。

いうまでもなく、社会学的分析の目標は、社会の real の構造にある。しかし、real の構造の分析を目標として、現実の具体的な集団を unit として分析するところには、分析の方法の確立はありえない。その方法として統計的方法を導入するとすれば、その unit は最小限、abstract group たらざるをえない。Homans の心理学的集団、kin group、Radcliffe-Brown における世代、lines of descent、White における clan。これらの abstract group の設定に作

用する論理と、real の構造とはいかなる関係にたつか。

abstract group と real の構造とを link する論理は、formal なモデルによるアプローチ、構造的可能性によって規定されるか、あるいは制度的行動への motivation が制度を生むように、つねに変わることなく作用しつづける心理学的要因によって規定されるか、いずれかであるだろう。統計的相関によっては、そのいずれをも決定することは不可能である。

real の構造にたいする abstract group, formal の構造の典型は、人類学における classificatory kinship system にもとめることができる。しかし、そこに作用している classification の論理はあきらかではない。その system を群論からみて、より高度の abstract group とすれば、そのあらゆる構造的可能性を論理的に検証することが可能である。それは人類学における世代の概念を空間化し、はじめて kinship の "nearness" と "distantness" のもつ意味をあきらかにする。

これらの abstract group による社会構造のモデル構成のもつ論理は、real の構造に作用する心理学的要因を排除するところに成立する。それは、われわれのもつ制度は、このような rigid mathematical lines にそって、unconscious のプロセスにおいて成立する、という暗黙の前提にたつ。なぜならば、社会の構造に、直接に、determinant に作用する心理学的要因は、いまのところわれわれはまだよく分離してはいないからである。

たしかに、社会のもつ norms が、いかにして成員の間に内面化するかはあきらかにされていない。しかし社会学的分析の目標が、logical な norms の構造の分析であるかぎり、その分析は統計的方法の具える論理への motivation からの自由はありえないだろう。心理学的要因の分離のために、社会学的分析はわれわれのもつ制度の unintended consequences に、いいかえるならば、functional なそして teleological な要因に注目する必要がある。とくに本稿校正中に、Spiro, M. E., "Causes, Functions, and Cross-Cousin Marriage: An Essay in Anthropological Explanation," *Journal of the Royal Anthropological Institute*, 1964 (94), pp. 30-43 また、Buchler, I. R., "Cubical and Tri-Dimensional Block Models of Crow Kinship Structures," *Man*, 1964 (LXIV), 3 に接した。cross-cousin marriage の empirical なデータの分析については、「Cross-cousin Marriage と機能的分析」の別稿にゆずりたい。